

及組合費一ヶ月分ヲ添へ本部若クハ支部へ申込ムベシ
(二) 前項申込ニ對シ本部へ調査ノ上組合員證及ビ徽章ヲ交付ス

第五條 組合員ニシテ脱退セントスルモノハ其ノ理由ヲ明記シ組合員證及ビ徽章ヲ添テ本部又ハ支部ニ差出スベシ

第六條 組合員ニシテ左ノ各項ニ該當スル者ハ大會又ハ執行委員會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ贊成ヲ以テ除名スルコトアルベシ

(一) 組合費三ヶ月以上滞納シタルモノ
(二) 規約及ビ決議ニ違反シタルモノ

但シ執行委員會ニ於テ除名處分ニ不服ノ場合ハ大會ニ控訴スル事ヲ得

第二節 工場分會

第七條 同一工場内ニ於テ組合員命名以上ニ達シタル場合ハ工場分